

# 中川・綾瀬川流域における流域治水対策の推進について

令和5年3月29日

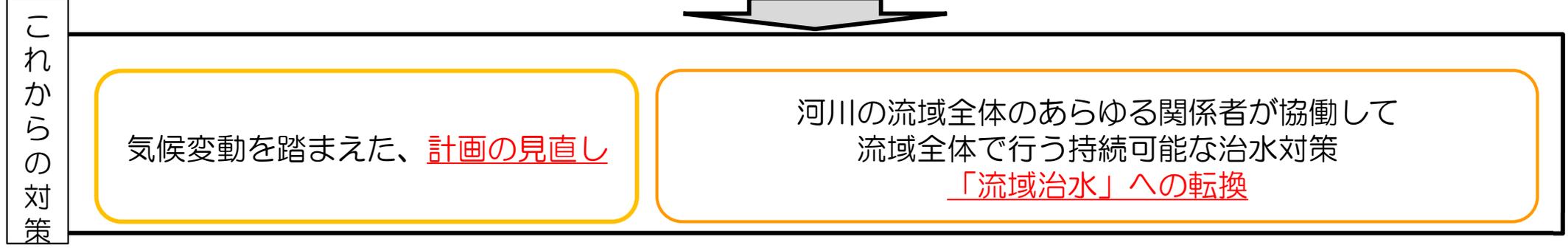
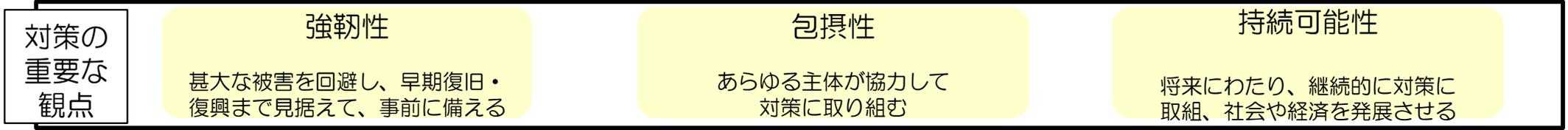
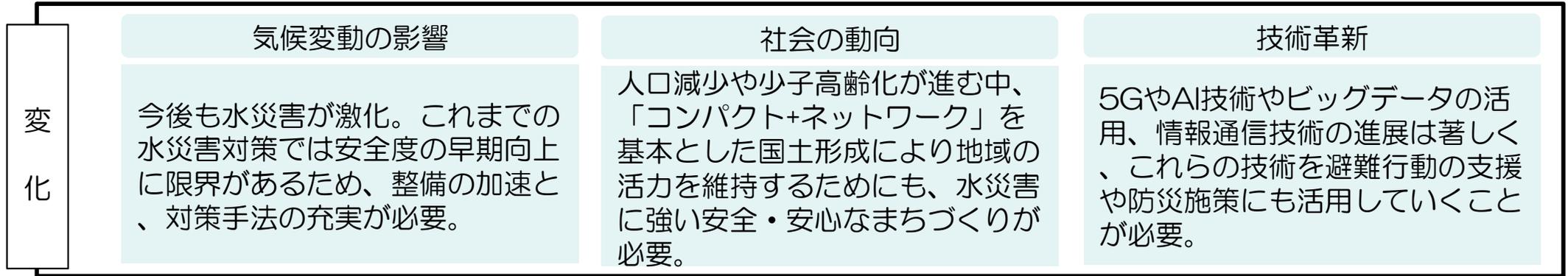
中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会



○ 近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、**防災・減災が主流となる社会を目指す。**

### これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築  
洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ



# 最近の動向② 「流域治水」の施策について

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考えです。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

### ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

**雨水貯留機能の拡大** 集水域  
 [県・市、企業、住民]  
 雨水貯留浸透施設の整備、  
 ため池等の治水利用

**流水の貯留** 河川区域  
 [国・県・市・利水者]  
 治水ダムの建設・再生、  
 利水ダム等において貯留水を  
 事前に放流し洪水調節に活用  
 [国・県・市]  
 土地利用と一体となった遊水  
 機能の向上

**持続可能な河道の流下能力の維持・向上**  
 [国・県・市]  
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、  
 雨水排水施設等の整備

**氾濫水を減らす**  
 [国・県]  
 「粘り強い堤防」を目指した  
 堤防強化等

### ② 被害対象を減少させるための対策

**リスクの低いエリアへ誘導／  
住まい方の工夫**  
 [県・市、企業、住民]  
 土地利用規制、誘導、移転促進、  
 不動産取引時の水害リスク情報提供、  
 金融による誘導の検討

**浸水範囲を減らす** 氾濫域  
 [国・県・市]  
 二線堤の整備、  
 自然堤防の保全



### ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

**土地のリスク情報の充実** 氾濫域  
 [国・県]  
 水害リスク情報の空白地帯解消、  
 多段型水害リスク情報を発信

**避難体制を強化する**  
 [国・県・市]  
 長期予測の技術開発、  
 リアルタイム浸水・決壊把握

**経済被害の最小化**  
 [企業、住民]  
 工場や建築物の浸水対策、  
 BCPの策定

**住まい方の工夫**  
 [企業、住民]  
 不動産取引時の水害リスク情報  
 提供、金融商品を通じた浸水対  
 策の促進

**被災自治体の支援体制充実**  
 [国・企業]  
 官民連携によるTEC-FORCEの  
 体制強化

**氾濫水を早く排除する**  
 [国・県・市等]  
 排水門等の整備、排水強化

県：都道府県 市：市町村 [ ]：想定される対策実施主体

# 最近の動向③ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

## 背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
  - 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
- ▶ 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

## 法律の概要

### 1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
  - 一 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
  - 一 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
  - 一 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

### 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化**
  - ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)
  - 一 **利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設(※予算・税制)
  - 一 **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
  - 一 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
  - 一 **貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
  - 一 **都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
  - 一 **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

### 3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
  - 一 **浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
  - 一 **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
  - 一 **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

### 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 一 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を**中小河川等**まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 一 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 一 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加



流域治水のイメージ



# (参考) 特定都市河川の指定等の状況

○ 流域治水関連法施行後、**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**11水系126河川**が指定されている



出典：流域の雨水貯留浸透機能の維持・向上に係る取組の促進のための勉強会 (R5.3.16 国土交通省水管理・国土保全局治水課) 資料より抜粋

# 中川・綾瀬川における特定都市河川の指定のポイント①

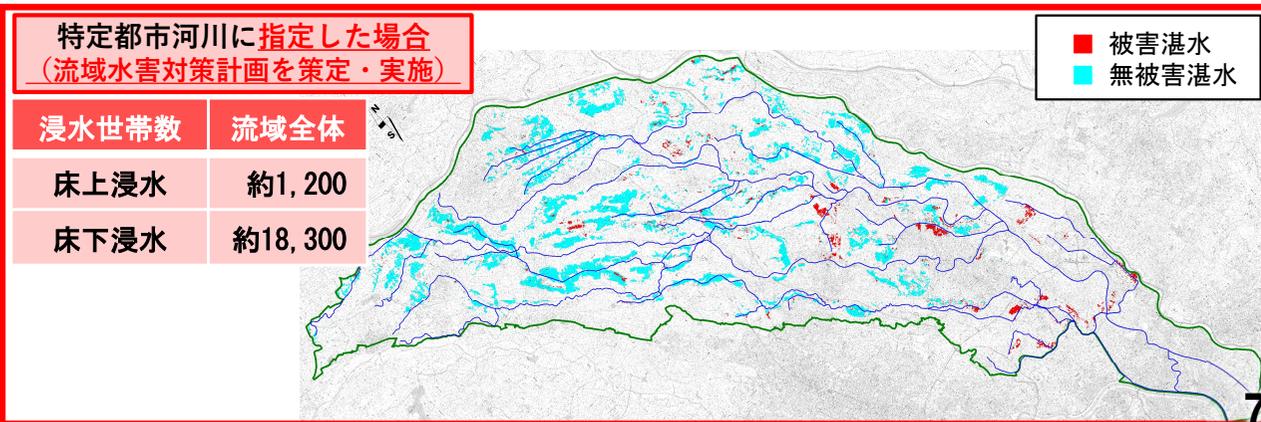
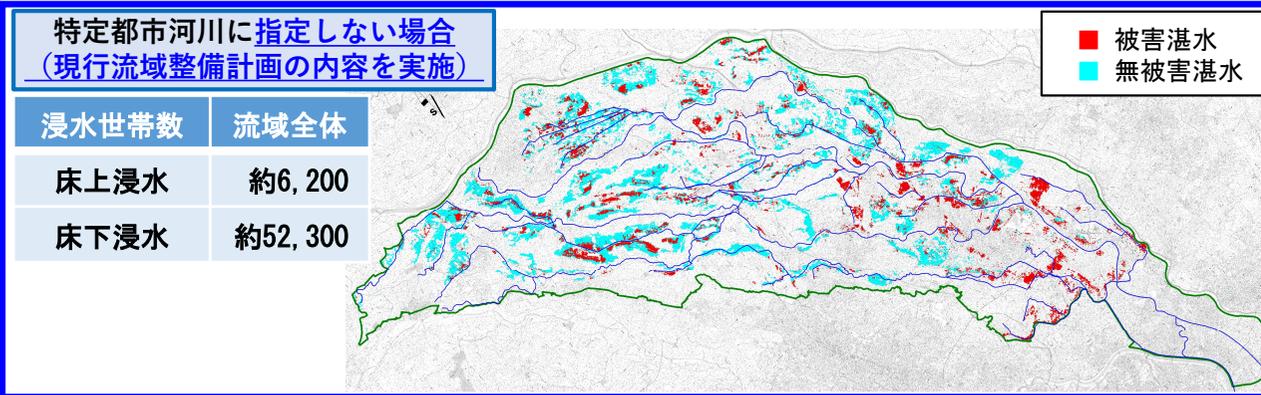
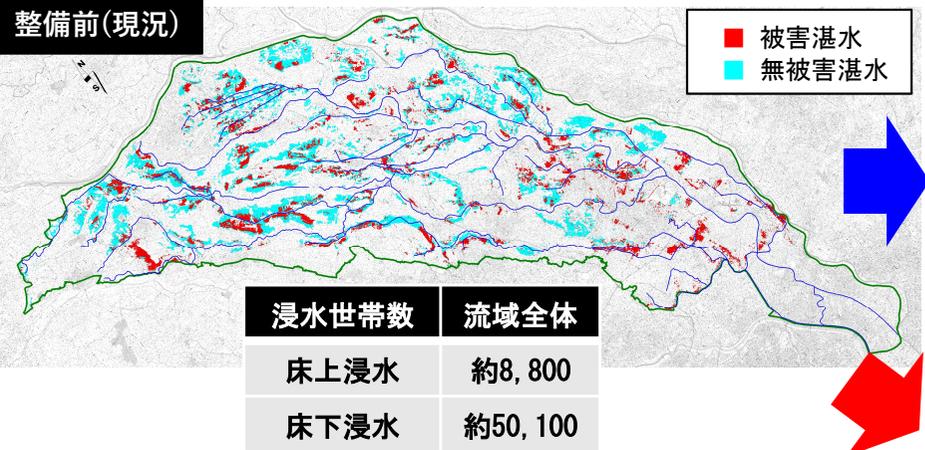
## ■ 指定検討の必要性

- 気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題、将来を見越した遊水地域の保全・活用等の必要性等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来に渡って安全な流域を実現していくため、特定都市河川指定を検討し、更なる治水対策を早期に推進するとともに、水害に強いまちづくりを実現することが有効。

## ■ 指定による具体のメリット

- 雨水貯留浸透施設の整備促進(総合治水の枠組みを生かしつつ、更なる対策量の上乗せや補助の活用が可能)
- 雨水貯留浸透施設、調整池の適切な維持管理の推進(将来にわたって効果を発揮)
- 内水を含めたリスク分析、流域水害対策計画の策定による水害に強いまちづくりの実現(安全な開発の推進)
- 区域指定制度等による貯留機能の保全・有効活用(将来にわたって貯留機能を確保、活用)
- 流域対策とあいまった河川整備(河道掘削、放水路、排水施設整備等)、下水道整備の促進

## ■ 効果の例 指定した場合における 浸水被害軽減効果(内水)



### < 計算条件 >

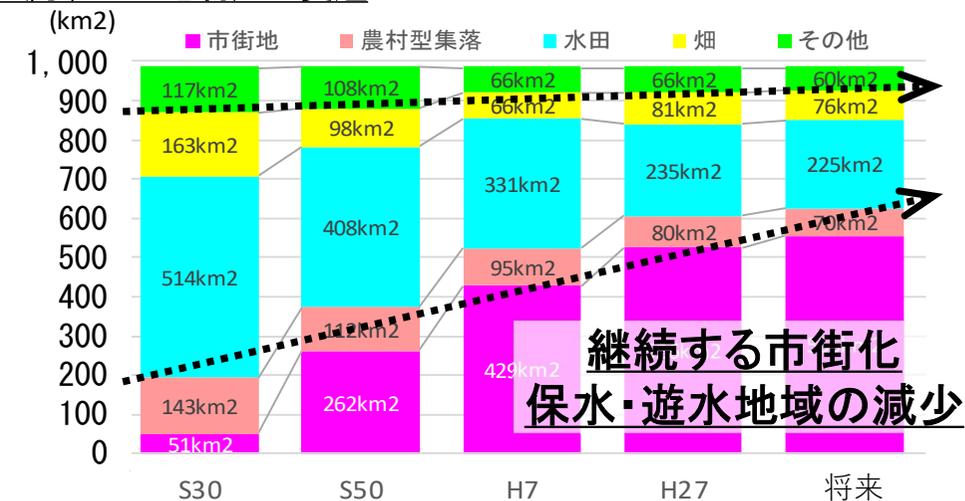
| 計算条件      | 指定前                          | 指定後                 |
|-----------|------------------------------|---------------------|
| 降雨        | S33.9熊谷型実績降雨<br>(267mm/48hr) |                     |
| 流域対策      | 約800万m <sup>3</sup>          | 約940万m <sup>3</sup> |
| 河道・洪水調節施設 | 流域整備計画時点<br>(1/10)           | 各管理者の河川整備計画完成時点     |
| 下水道       | 約26mm/hr対応                   | 約50mm/hr対応          |

# 中川・綾瀬川における特定都市河川の指定のポイント②

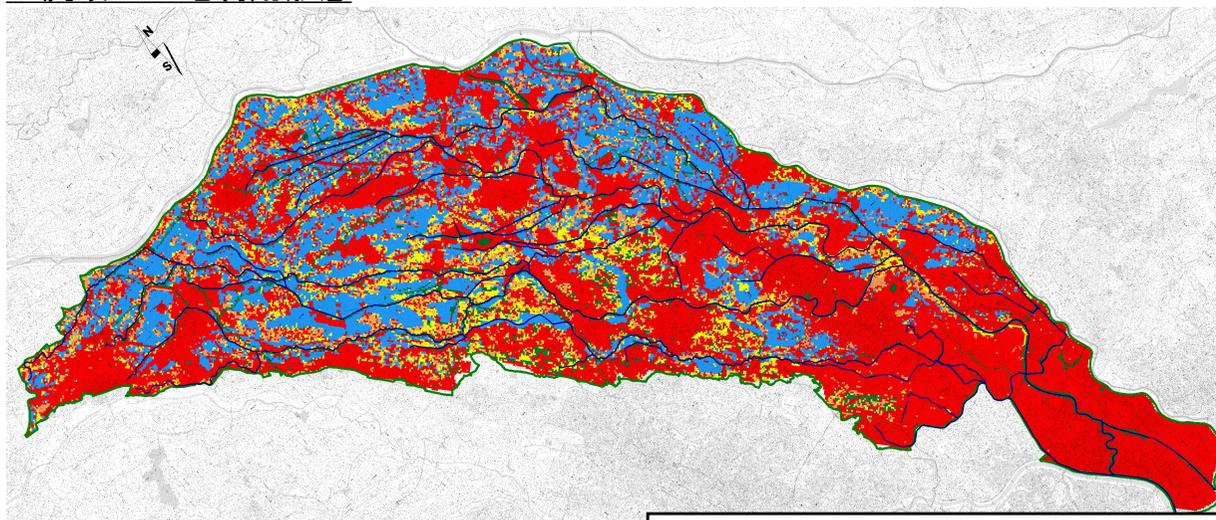
## ■指定した場合の流域における貯留機能保全の効果

- 本流域では、**農地が地先周辺の浸水拡大の抑制**及び**下流への流量低減**等の治水上重要な雨水貯留効果※を発揮している。
- 今後の流域治水の取組として、いかに**農地等の保全と開発のバランス**をとりつつ、**貯留機能の向上**やグリーンインフラとしての活用を行い、**安全なまちづくりを推進していく**が重要と考えられる。
- **貯留機能保全区域制度の活用**や**まちづくり計画と整合を図った計画検討**により、**将来にわたって流域の貯留機能の保全・向上を図っていくことが可能**となる。
- また、保全とあわせて田んぼダム等取組を実施する際には、昨今拡充されている交付金等の活用やスマート田んぼダム等の先進的取組、環境学習、伝統産業の継承など、多面的な観点から推進を図ることも考えられる。

## ■流域の土地利用の変遷



## ■流域の土地利用形態

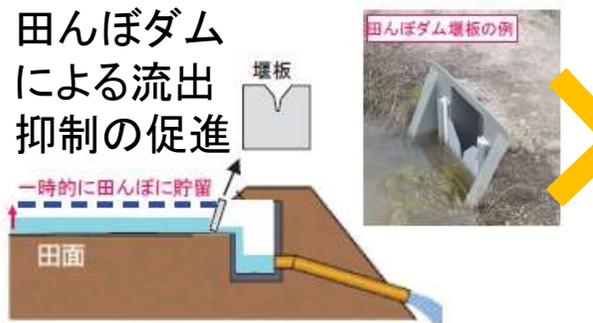


|             |     |
|-------------|-----|
| 市街地         | 53% |
| 水田          | 24% |
| 畑           | 8%  |
| 農村型集落       | 8%  |
| その他（荒地・河川等） | 7%  |

(出典：H27撮影衛星写真から判読)

## 水田の活用（田んぼダム）

➤ 田んぼダムによる流出抑制の促進



## 環境 グリーンインフラとしての活用



※今後30年間で開発が見込まれる範囲を除いた農地では、計画上一定の湛水を見込んでおり、その貯留量は約1,580万m<sup>3</sup>と想定される。  
(これまでの流域対策量（約730万m<sup>3</sup>）の2倍以上)

# 特定都市河川の指定に向けた流れ

